税額の決め方

国保税の税額はどうやって計算するの？

次の3つの項目をもとに算定して一世帯ごとの国保税を決めています。世帯内に介護保険２号被保険者がいる場合は、介護分を合わせて計算します。

3つの項目	区分税率（額）			
	医療分	支援金分	介護分	備　考
①所得割	8.8%	3.0%	2.5%	世帯内の加入者一人ずつについて計算します。前年中の所得から基礎控除43万円を除いた額に税率をかけます。
②均等割	27,500円	9,800円	9,800円	世帯内の加入者数に応じて計算します。
③平等割	27,000円	8,800円	6,800円	一世帯につきいくらと計算します。

限度額	年間 650,000円	年間 240,000円 (220,000)	年間 170,000円	一世帯の最高限度額は、合計106万円です。

※　未就学児のお子様については、均等割額を半額とします。

※　出産予定の人については、単胎の場合出産予定月（又は出産月）の前月から４か月分、多胎の場合出産予定月（又は出産月）の３か月前から６か月分の所得割額と均等割額を減額します。

産前産後HP→

※　令和５年度の課税限度額は１０４万円、令和６年度は106万円です。

医療分

①所得割	加入者全員の所得	×	８．８％	＝	円
②均等割	２７,５００ 円	×	人	＝	円
③平等割				＝	２７,０００ 円

国民健康保険税（医 療 分）　円…（A）

支援金分

①所得割	加入者全員の所得	×	３．０％	＝	円
②均等割	９,８００ 円	×	人	＝	円
③平等割				＝	８,８００ 円

国民健康保険税（支援金分）　円…（B）

介護分

①所得割	加入者全員の所得	×	２．５％	＝	円
②均等割	９,８００ 円	×	人	＝	円
③平等割				＝	６,８００ 円

国民健康保険税（介 護 分）　円…（C）

（A）+（B）+（C）の合計が１年間の国民健康保険税です。　円

税額の計算例

夫　４１歳　給与収入　３００万円　給与所得　２０２万円
　　課税標準額　２０２万円－４３万円＝１５９万円

妻　３８歳　給与収入　１０３万円　給与所得　４８万円
　　課税標準額　４８万円－４３万円＝５万円

子　１０歳　収入なし

母　６６歳　年金収入　１８０万円　年金所得　７０万円
　　課税標準額　７０万円－４３万円＝２７万円

世帯の課税標準額　１５９万円＋５万円＋２７万円＝１９１万円

医療分

①所得割	1,910,000 円	×	８．８％	＝	168,080 円
②均等割	27,500 円	×	4 人	＝	110,000 円
③平等割				＝	27,000 円

国民健康保険税（医 療 分）　305,000 円…（A）＊

支援金分

①所得割	1,910,000 円	×	３．０％	＝	57,300 円
②均等割	9,800 円	×	4 人	＝	39,200 円
③平等割				＝	8,800 円

国民健康保険税（支援金分）　105,300 円…（B）＊

介護分

①所得割	1,590,000 円	×	２．５％	＝	39,750 円
②均等割	9,800 円	×	1 人	＝	9,800 円
③平等割				＝	6,800 円

国民健康保険税（介 護 分）　56,300 円…（C）＊

（A）+（B）+（C）の合計が１年間の国民健康保険税です。　466,600 円

＊（A）、（B）、（C）は、100円未満切り捨て